



長野県報

6月12日(木)
平成15年
(2003年)
第1464号

目次

告示

- 生活保護法に基づく指定医療機関からの業務廃止の届出(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) 2
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの事業所を廃止する旨の届出
(高齢福祉課) 3
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林保全課) 4

公告

- 消防法に基づく講習の実施(危機管理・消防防災課) 5
- 一般競争入札(2件)(管財課) 6
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) 7
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告(畜産課) 8
- 土地改良事業計画の変更(土地改良課) 8
- 国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) 8
- 土地改良事業計画の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課) 8



長野県告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
鈴木歯科医院	木曾郡木曾福島町5785-13	平成15年3月31日
鈴木耳鼻咽喉科医院	松本市中央1-14-7	平成15年5月5日
佐野歯科医院	松本市寿台2丁目6番12号	平成15年5月1日
飯田橋外科内科病院	飯田市鼎西鼎616番地	平成15年3月31日

厚生課

長野県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木小児科内科医院	北佐久郡御代田町大字御代田字一ノ沢4106-123	平成15年5月1日
ひまわり薬局	北佐久郡御代田町御代田4106-461	平成15年5月1日
鈴木歯科医院	木曾郡木曾福島町5785-13	平成15年4月1日
越川歯科医院	南安曇郡穂高町大字穂高5422-10	平成15年5月1日
野村医院	松本市庄内3-4-43	平成15年5月1日
鈴木耳鼻咽喉科医院	松本市中央1-14-7	平成15年5月6日
飯田橋クリニック	飯田市鼎西鼎616番地	平成15年5月1日
小口薬局	塩尻市塩尻町379-1	平成15年5月1日

厚生課

長野県告示第313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
花梨接骨院	松本市中央3-5-11 蔵シティーホリ101号	平成15年5月1日

厚生課

長野県告示第314号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
あんしん介護サービス	佐久市大字野沢333番地1 ウェルガーデン佐久内	平成15年6月1日
さくだら敬老園ヘルパーステーション	佐久市佐久平駅北28番地1	〃 〃
ヘルパーステーション塚原	佐久市大字塚原字寺脇1894番地1	〃 〃
社会福祉法人みなみ信州指定訪問介護事業所	飯田市鼎東鼎281番地	〃 〃
株式会社大岡	長野市広田7番地	〃 〃

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院附属豊殿診療所	上田市殿城字神林250番地4	平成15年4月1日
伊那中央病院	伊那市伊那1313番地1	〃 〃

高山内科クリニック	駒ヶ根市赤穂1103番地 6	〃	〃
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町豊里78番地	〃	〃
かねこ内科胃腸科医院	須坂市須坂1755番地 8		平成15年 4月16日
(3) 訪問リハビリテーション			
事業所の名称	所在地		指定した年月日
伊那中央病院	伊那市伊那1313番地 1		平成15年 4月 1日
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町豊里78番地	〃	〃
かねこ内科胃腸科医院	須坂市須坂1755番地 8		平成15年 4月16日
(4) 居宅療養管理指導			
事業所の名称	所在地		指定した年月日
米田整形外科クリニック	長野市川中島町原937番地		平成15年 4月 1日
長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院附属豊殿診療所	上田市殿城字神林250番地 4	〃	〃
伊那中央病院	伊那市伊那1313番地 1	〃	〃
高山内科クリニック	駒ヶ根市赤穂1103番地 6	〃	〃
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	南佐久郡小海町豊里78番地	〃	〃
高山診療所	上高井郡高山村牧130番地 1	〃	〃
草間歯科医院	上田市中央西 1丁目14番30号	〃	〃
たんぼぼ歯科クリニック	茅野市宮川4535番地 4	〃	〃
たかもり薬局	長野市桜枝町846番地 1	〃	〃
わかば薬局	茅野市玉川4174番地 1	〃	〃
ソーマ中込薬局	佐久市中込 1丁目14番 2号	〃	〃
ソーマ佐久町薬局	南佐久郡佐久町宿岩91番地 6	〃	〃
ひまわり薬局	北佐久郡御代田町御代田4106番地461	〃	〃
かねこ内科胃腸科医院	須坂市須坂1755番地 8		平成15年 4月16日
高陵歯科医院	飯田市上郷黒田572番地 9		平成15年 6月 1日
(5) 通所介護			
事業所の名称	所在地		指定した年月日
デイサービスセンターリハビリケア	長野市松代町小島田字荒屋沖3262番地 5		平成15年 6月 1日
宅老所にぎやか	上水内郡信濃町大字柏原2466番地10	〃	〃
(6) 福祉用具貸与			
事業所の名称	所在地		指定した年月日
社会福祉法人みなみ信州指定福祉用具貸与事業所	飯田市鼎東鼎281番地		平成15年 6月 1日
株式会社大岡	長野市広田 7番地	〃	〃
2 指定居宅介護支援事業者			
事業所の名称	所在地		指定した年月日
ケアマネジメントこまくさ	佐久市大字新子田878番地 6		平成15年 6月 1日
南牧村社協指定居宅介護支援事業所	南佐久郡南牧村大字海ノ口966番地15	〃	〃
指定居宅介護支援事業所たくあん	上伊那郡箕輪町大字中箕輪600番地 1	〃	〃
北方デイ居宅介護支援事業所	飯田市北方2209番地 1	〃	〃
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所	飯田市鼎東鼎281番地	〃	〃
株式会社大岡	長野市広田 7番地	〃	〃
J A アップル居宅介護支援事業所	中野市大字吉田519番地	〃	〃

高齡福祉課

長野県告示第315号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
JAみなみ信州指定訪問介護事業所	飯田市県東281番地	平成15年5月31日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
訪問看護ステーションきしの	佐久市大字伴野1489番地	平成15年4月30日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
おぬま皮膚科クリニック	長野市三輪9丁目48番17号	平成15年5月21日
五野医院	上田市小島294番地5	平成15年5月22日

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
株式会社日立家電システム関東長野支店	松本市芳川村井町1280番地1	平成15年2月28日
JAみなみ信州指定福祉用具貸与事業所	飯田市県東281番地	平成15年5月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
JAみなみ信州指定居宅介護支援事業所	飯田市県東281番地	平成15年5月31日

高齢福祉課

長野県告示第316号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡上松町大字小川字モミ山4288・榎川村大字贅川字二ノ沢539・字尻平沢2285・開田村大字末川1・大字西野1248（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字モミ山4288・字二ノ沢539・大字末川1・大字西野1248（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡上松町大字荻原字滑川入1の1・字境ノ沢79・大字小川字小アミ沢359の1（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滑川入1の1・字小アミ沢359の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡開田村大字末川1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字末川1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課